

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」 について学識経験を有する者、関係住民、関係県等か らいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」について学識経験を有する者、関係住民、関係県等からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

また、『「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する意見募集について』において、無効とすることをお知らせしている意見については、関東地方整備局の考え方をお示ししておりません。

国土交通省 関東地方整備局

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1.1 利根川の流域及び河川の概要	1	・ 流域の現状について ・それぞれの流域の現状が全く見えてこない。	・利根川・江戸川の概要をその特徴が明らかになるよう必要に応じて区間等に分けて、原案「1.1利根川の流域及び河川の概要」に記載しています。
	2	・ 利根川流域の人口の推移について ・人口増減の傾向を明らかに見誤っている。	・1都5県の人口推移については、国勢調査(総務省統計局)結果をもとにして原案「1.1利根川・江戸川の概要」の表1-3に記載しています。
	3	・ 利根川流域の産業別就業者数の推移について ・就業者数の推移を明らかに見誤っている。	・1都5県の就業者推移については、国勢調査(総務省統計局)結果をもとにして原案「1.1利根川・江戸川の概要」の表1-4に記載しています。
1.2 治水の沿革	4	・ 治水の沿革について ・天明3年の浅間山噴火による河床の上昇に関して記述すべき。 ・足尾鉛毒事件と利根川との関わりについて記載すべき。 ・利根川の東遷についての記述を精査すべき。 等	・ご意見を踏まえ、天明3年の浅間山噴火及び足尾鉛毒事件と利根川との関わりについて記述を追加します。 ・利根川の東遷については、ご意見を踏まえて修正します。
	5	・ 水防活動について ・過去の具体的な水防活動について記載すべき。 ・水防活動が弱体化している。 等	・ご意見を踏まえて記述を追加します。
	6	・ 治水の沿革について(過去の洪水について) ・過去の洪水流量の検証を十分に行うべきである。	・利根川においては、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」や「利根川の基本高水の検証」等の際に、そこで取り扱う洪水の雨量データ及び流量データについて点検を行っており、その結果については平成23年11月に公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000191.html
	7	・ カスリーン台風による堤防の決壊について ・カスリーン台風による利根川本川破堤の原因は、堤防が1mほど低かったからである。	・当該箇所の当時の洪水の状況、堤防の整備状況が記載されている文献等があることは承知しています。
	8	・ カスリーン台風による被害について ・カスリーン台風の被害について、内訳を明記すべき。	・カスリーン台風の被害については、当時の水害誌等を用いて作成された「利根川百年史」に記載されている被害状況をもとに、原案「1.2治水の沿革」の表1-6に記載しています。
1.3 利水の沿革	9	・ 利水の沿革について ・水資源量と土地利用・人口配分に関してミスリーディングな記述である。 ・学校のプールの使用中止は漏水被害にならない。 等	・利根川水系における利水の沿革については、水道統計や各都県からの報告により整理したものを原案「1.3利水の沿革」に事実関係を簡潔に記載しています。 ・漏水時の被害については、原案「1.3利水の沿革」の表1-10、表1-11において、プール以外にも減圧給水等の影響があったことを記載しています。
1.4 河川環境の沿革	10	・ 利根川水系河川環境管理基本計画について ・「利根川水系河川環境管理基本計画」の計画期間や費用を記入すべき。	・河川環境管理基本計画は、河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項について定めるものであり、計画期間や費用を定めていません。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	11	<p>・平成13年9月の台風15号による漏水した箇所について</p> <p>・平成13年9月の台風15号による利根川右岸139km付近の漏水した箇所は、研究材料になるのではないかと。</p>	<p>・ご意見の趣旨については、これまでも、地質調査等を行い堤防及び基礎地盤の状況を確認し、浸透対策を進めてきた旨を原案「2.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」に記載しています。</p>
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	12	<p>・河川水辺の国勢調査について</p> <p>・「河川水辺の国勢調査」の結果、利根川の河川環境の課題の記載がない。</p> <p>・「河川水辺の国勢調査」等、基礎情報を公開、共有すべき。</p> <p>等</p>	<p>・利根川・江戸川における河川環境の課題については、原案「2.3河川環境の整備と保全に関する現状と課題」に記載しています。なお、記載に当たっては、河川水辺の国勢調査の結果等を参考にしています。</p> <p>・河川水辺の国勢調査のデータについては、河川環境データベースでご覧いただけます。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/</p>
	13	<p>・水質について</p> <p>・水郷大橋(佐原)でBODの環境基準を達成できていないことを詳しく説明し、今後の改善対策を記載すべき。</p> <p>・江戸川水門(上)と利根運河のBODの環境基準が他の基準点と比べ高いことを詳しく説明し、今後の改善対策を記載すべき。</p> <p>・利根運河の水質改善対策は、住民・事業者参加で共有しつつ決定していくべき。</p> <p>等</p>	<p>・利根川・江戸川における水質の現状と課題については、原案「2.3(1)水質」に記載しています。</p> <p>・河川水質の調査については、河川水質の調査等を継続して実施する旨を原案「5.2.1(7)河川等における基礎的な調査」に記載しています。</p> <p>・なお、利根運河の水質改善対策については、ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	14	<p>・ダム下流の水質対策について</p> <p>・ダムにおける冷濁水の放流による影響について記載すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえて修正します。</p>
	15	<p>・水資源開発による生態系への影響について</p> <p>・これまでの水資源開発による生態系への影響について記載すべき。</p>	<p>・利根川・江戸川における生態系については、水資源開発による影響に限らず、原案「2.3(2)自然環境」において、現状と課題を区間毎にとりまとめて記載しています。</p>
	16	<p>・ハリエンジュについて</p> <p>・外来種として問題となっている、ハリエンジュ(ニセアカシア)についても記載すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	17	<p>・鮭の遡上について</p> <p>・サケの遡上増加について記述すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	18	<p>・ヤマトシジミについて</p> <p>・汽水域の重要性を記載し、ヤマトシジミなどかつての漁獲がゼロになっている点や改善策などを明記すべき。</p>	<p>・利根川河口堰下流の汽水域の自然環境については、原案「2.3(2)自然環境」に記載しており、また、汽水域を含む利根川・江戸川が在来有している自然環境の保全と再生については、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。</p> <p>・なお、「平成23年度漁業・養殖業生産統計」によると、利根川におけるしじみの漁獲高はゼロではありません。</p>
	19	<p>・重要種確認数について</p> <p>・P.31「表2-10利根川・江戸川の重要種確認数」には、全種類の種類、量の経年変化がわかるよう記載すべき。</p>	<p>・利根川・江戸川の重要種確認数については、原案「2.3(2)自然環境」の表2-10に最新の河川水辺の国勢調査による確認数を記載しています。</p> <p>・なお、過去の河川水辺の国勢調査の結果については、河川環境データベースでご覧いただけます。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	20	<p>・河川空間の利用について</p> <p>・利根川上流部は国内外のラフティング愛好家にも人気が高いことから空間利用について明記すべき。</p>	<p>・利根川・江戸川の河川空間の利用については、地域の実情にあわせ、多様な利用がなされており、計画対象区間における主なものを原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載しています。</p>
2.4 河川維持管理の現状と課題	21	<p>・許可工作物について</p> <p>・「許可工作物に関しては、管理状況の的確な把握や状況に応じた対策が必要となっている。」に修文すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえて修文します。</p>
2.5 新たな課題	22	<p>・地球温暖化に伴う気候変化について</p> <p>・地球温暖化による気候変動は既に現実のものとなっているので、河川整備計画に反映すべき。</p> <p>・大規模水害の際に検討している、地球温暖化に伴う気候変化について、利根川・江戸川河川整備計画に追記すべき。</p> <p>等</p>	<p>・ご意見の趣旨については、治水、利水及び環境に関してはまだ脆弱な我が国の国土において、気候変化は大きな影響を及ぼすが、信頼性の高い施設による安全性の確保を進めるとともに、社会条件の変化の中で地域づくりと一体となった流域における適応策を進める必要がある旨を原案「2.5新たな課題」に記載していますが、ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
3.1 計画対象区間	23	<p>・利根川水系の支川の河川整備計画について</p> <p>・河川整備計画は利根川水系全体で策定すべき。</p> <p>・5ブロック全ての原案を示すべき。</p> <p>・支川の河川整備計画は、利根川・江戸川河川整備計画策定後に早急に策定すべき。</p> <p>等</p>	<p>・利根川水系は流域面積が広く、河川や地域の特性も異なり、多様な意見もあることから、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧にご意見を伺うことができるように、利根川・江戸川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦及び中川・綾瀬川の6つの区間に分けて検討していくこととしています。</p> <p>・まずは、利根川水系において重要性が高い利根川・江戸川について、優先して策定に向けたプロセスを進めているものです。</p> <p>・他の5つの区間の河川整備計画については、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」と整合を図りつつ、それぞれ策定していきます。</p>
3.2 計画対象期間	24	<p>・社会経済状況等との関係について</p> <p>・環境や社会的要因など様々な観点から検討すべき。</p> <p>・社会経済状況等の変化に柔軟に対応するため、策定後も定期的に河川整備計画を見直すべき。</p> <p>等</p>	<p>・ご意見の趣旨については、原案「3.2 計画対象期間」に記載しています。</p>
4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	25	<p>・今後20～30年間で目指す安全の水準について</p> <p>《「目指す安全の水準」は過大であるというご意見》</p> <p>・今回の治水安全度と目標流量は過大であるので撤回すべき。</p> <p>・目標流量17,000m³/sは過大である。</p> <p>《「目指す安全の水準」は妥当であるというご意見》</p> <p>・利根川・江戸川は、首都圏の安全・安心を担う重要な河川で、はん濫域の人口・資産の集中から考えると、他の河川より相対的に高い安全の水準とすべき。</p> <p>・最低でも実績洪水17,000m³/sを目指すべきであり、実現可能な目標として妥当である。</p> <p>等</p>	<p>・全国の大臣管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として、河川整備計画の目標流量の規模は概ね年超過確率1/20～1/70の範囲となっていると承知しています。</p> <p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画において目指す治水安全度は、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、全国の他の大臣管理区間の河川における水準(概ね年超過確率1/20～1/70の範囲)と比較した場合に、相対的に高い水準(少なくとも1/70～1/80程度以上の安全の水準)を確保することが適切であると考えています。</p> <p>・この考え方に基づき、河川整備の実現可能性等を考慮して検討を行い、目指す治水安全度(八斗島地点)を年超過確率1/70～1/80と設定しています。この年超過確率1/70～1/80に相当する流量17,000m³/sを目標流量としました。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	26	<p>・第4回利根川・江戸川有識者会議で治水安全度を1/50とし、河川整備計画(原案)で安全の水準1/70～1/80と示したことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで治水安全度を1/50、目標流量を15,000m³/sと示していたが、なぜ異なる目標を示すのか。 ・恣意的に安全の水準を変えるべきではない。 ・治水安全度1/50の原案を示すべき。 ・第4回までの有識者会議で示していた1/50、15,000m³/sの整備メニューと17,000m³/sの整備メニューを比較すべき。 <p>等</p>	<p>・これまで利根川・江戸川河川整備計画を検討してきた過程で、第4回利根川・江戸川有識者会議(平成20年5月)において「現在の利根川水系の治水安全度の状況を考慮し、概ね1/50の洪水を安全に流下させるように河道の整備と洪水調節施設の整備をバランスよく行うことを考えている」との旨を示しました。</p> <p>・その後いただいた流域の地方公共団体等からのご意見、ご要望を踏まえつつ検討を行い、平成22年9月から実施したハツ場ダム建設事業の検証に係る検討の過程において、八斗島地点における河川整備計画相当の目標流量を17,000m³/sと設定した「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を公表しました。さらに、平成24年5月には「利根川・江戸川において今後20年から30年間で目指す安全の水準についての考え方」において、論点番号25で述べた考え方で、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画において目指す治水安全度(八斗島地点)を年超過確率1/70～1/80、とすることが妥当であること及びこの年超過確率に相当する流量を算出すると17,000m³/sであることを示しました。</p> <p>・これらのそれぞれの段階において、治水安全度や目標流量についての考え方等を示すとともに、学識経験を有する者、関係住民等及び関係都県等からご意見をお聴きしてきたところであり、これらを踏まえて、同地点の目標流量を17,000m³/sとする河川整備計画(原案)をお示しました。</p> <p>・なお、平成18年から平成20年までの間、関東地方整備局においては、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定に係る様々な検討を行っており、例えば、個別施設の配置に関する検討を行う際に、対象洪水の選定の目安として15,000m³/sを用いたことはありますが、目標流量の案として流量を提示した事実はありません。</p> <p>・また、設定された目標流量17,000m³/s以外の整備メニュー等をお示しし、ご意見を伺うことは考えていません。</p>
	27	<p>・近年60年間の最大実績流量を目標流量とすべきというご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去60年間、利根川の最大洪水実績流量は八斗島地点で約10,000m³/sであり、これに余裕を見て12,000～13,000m³/sを目標流量にすべき。 	<p>・近年60年間で昭和26年から平成22年と仮定すると、その間の基準地点八斗島における実績流量(ダム・はん濫戻し流量)の最大値は平成10年の10,590m³/sとなります。</p> <p>・「近年60年間の最大実績流量を目標流量とすべき」との旨のご指摘ですが、実績流量(ダム・はん濫戻し流量)である10,590m³/sを年超過確率で示すと概ね1/20～1/30です。</p> <p>・また、上記流量に余裕を見て「12,000～13,000m³/sを目標流量とすべき」との旨のご指摘については、同様に13,000m³/sを年超過確率で示すと概ね1/30～1/40です。</p> <p>・目指す安全の水準に関しては、論点番号25で述べたとおり、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性等を考慮し、年超過確率1/70～1/80と設定することが妥当であり、ご指摘の「10,000m³/s～13,000m³/s」を目標流量とすることは適切ではないと考えています。</p>
	28	<p>・目標流量は戦後最大洪水とすべきというご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後最大のカスリーン台風なみの洪水に対応できるような河川整備を本来行うべき。 	<p>・全国の大管管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として、河川整備計画の目標流量の規模は概ね年超過確率1/20～1/70の範囲となっていると承知しています。</p> <p>・利根川の場合には、戦後最大洪水は昭和22年9月カスリーン台風となり、大きな被害が発生した近年の洪水に対する再度災害防止という観点からは同洪水規模を目標とすべきと考えられますが、同洪水の流量は約21,100m³/sと推定され、長期的な視野に立って定める河川整備の最終目標である河川整備基本方針規模(1/200)の整備水準を30年間で達成することを目指すこととなり、現実的には不可能と考えられます。</p> <p>・なお、目指す安全の水準に関しては、論点番号25で述べたとおり設定しています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	29	<p>・ハッ場ダムを正当化しようとして目標流量を設定しているというご意見について</p> <p>・目標流量17,000m³/sはハッ場ダムの治水効果を既成事実化するためのものとなっている。</p>	<p>・目指す安全の水準に関しては、論点番号25で述べたとおり設定することが妥当と考えます。</p> <p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の目標流量(案)は、まずは、利根川水系の重要性を考慮して河川が有すべき安全の水準を設定することが適切であるとの観点から、具体的な施設計画の提示に先立ちお示ししたものです。その際には、現実的に達成が不可能な目標とならないように河川整備の実現可能性を考慮していますが、何らかの具体的な施設の整備を前提とはしていません。</p> <p>・なお、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」の過程においては、河川整備計画相当の目標流量である17,000m³/sに対して、洪水調節施設による洪水調節を行った上で、計画高水位以下の水位で安全に洪水を流下させるような治水対策案として、ハッ場ダムを含む対策案以外も立案し、総合的な評価を行い最も有利な案はハッ場ダムを含む案であると評価し、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であると判断されています。</p>
	30	<p>・目標流量17,000m³/sの算出方法について</p> <p>・治水安全度1/70～1/80は目標流量17,000m³/sに相当するとしているが、科学的な根拠はなく、恣意的な計算によるものである。</p> <p>・目標流量の算出方法については日本学術会議で、学術的な評価がなされている。</p> <p>・基本高水流量の算出に使用した流出計算モデルは、恣意的に算出されたK、Pを用いているので流量が過大となり問題。</p> <p>・昭和30年代から平成10年にかけて森林の保水力が向上しているが、それを考慮していない。</p> <p>・森林の変化による河川流出への影響、モデルパラメータ K、Pの感度分析等については、日本学術会議の「(回答)河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」に詳細に示している。</p> <p>・貯留関数法の基礎式は、右辺と左辺で次元があっていないため物理科学的に間違っている。</p> <p>・60年から70年観測した既往最大洪水より、年超過確率100分の1の基本高水が必ず高くなることは貯留関数法が法外な計算値となる証拠である。</p> <p>・貯留関数法の基礎式のKは理論的には次元を持った定数であり、左辺と右辺で次元の合った流れの方程式となっている。貯留関数法の物理的な意味合いについては1970年代からこれまでに畑先生等から多くの論文が出されているので、参照していただきたい。</p> <p>・カスリーン台風並みの雨が降った場合、最大流量は21,100m³/秒と想定した資料を開示すべき。</p> <p>等</p>	<p>・八斗島地点における年超過確率1/70～1/80に相当する流量(「治水対策に係る目標流量」)を算出すると17,000m³/sになります。</p> <p>・これは、利根川の基本高水の検証を行い、データを点検した上で、新たな流出計算モデルを構築し、この新たな流出計算モデル等を用いて、昭和55年の工事実施基本計画改定時と同様に、観測史上最大流量と確率流量(総合確率法)の試算等を行いました。この過程で、八斗島地点におけるピーク流量とその年超過確率の関係を求めており、これを用いて上述の17,000m³/sを求めています。</p> <p>・新たな流出計算モデルに用いている貯留関数法の基礎式における定数(K)は次元を有しており、左辺と右辺の次元は一致しています。</p> <p>・また、新しい流出計算モデルを構築するに当たり、流域定数については、近年30年間(昭和53年～平成19年)のデータの中から、八斗島地点の流量が比較的大きい洪水を用いて設定しており、森林を含め近年の土地利用状況が反映されているものと考えています。</p> <p>・なお、利根川の基本高水の検証については、国土交通省が自ら行いましたが、学術的な評価を日本学術会議に平成23年1月に依頼し、9月に同会議から回答が示されました。また、国土交通省が行った利根川の基本高水の検証については、「利根川の基本高水の検証について」としてとりまとめ、お示しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000173.html</p>
	31	<p>・流出計算モデルと実績流量の差について</p> <p>・昭和22年9月洪水は実績流量17,000m³/sとしているが、流出計算モデルで再現すると21,100m³/sとなるのはなぜか。</p> <p>・流出計算モデルと実績流量の乖離を説明できていない。</p> <p>・乖離を説明するには、データを用いて実証することが必要である。昭和22年9月洪水については、実証できるデータがない。日本学術会議の「(回答)河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」では、河道特性により流出が遅れる効果があるというメカニズムを示している。</p> <p>等</p>	<p>・「カスリーン台風の実績流量は17,000m³/s」との旨のご指摘ですが、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)において、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、この観測流量を流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた八斗島地点における最大流量の推定値は17,000m³/sです。なお、はん濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量です。</p> <p>・一方、「カスリーン台風をモデルで再現すると21,100m³/s」との旨のご指摘ですが、利根川の基本高水の検証において新たに構築した流出計算モデルを用いて、データ点検後の実績雨量から、全て河道を流下すると仮定し、八斗島地点におけるピーク流量を求めると、約21,100m³/sとなります。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	32	<p>・総合確率法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合確率法は科学的に疑われており、治水安全度に対して目標流量は過大である。 ・利根川は、降雨の空間分布が非常に大きいので、降雨の時間と空間の確率特性が独立であれば、総合確率法の適用が妥当であること等は、日本学術会議の「(回答)河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」等に示している。 ・雨量確率と流量確率が1:1に対応する仮定が不適切なので目標流量は過大である。 <p>等</p>	<p>・治水対策に係る目標流量(案)17,000m³/sは、利根川の基本高水の検証において求めた論点番号30第2段落で述べた関係を用いて求めています。</p> <p>・総合確率法は、流域の過去の代表降雨波形ごとに任意のピーク流量が生じる雨量に対する超過確率を算出し、その超過確率と降雨波形の生起確率の積を求め、すべての降雨波形にわたって加算してそのピーク流量の超過確率とし、様々なピーク流量の超過確率を求め、その関係から計画規模相当の確率流量を算定しています。</p> <p>・なお、利根川の基本高水の検証については、論点番号30第5段落で述べたとおり、国土交通省が自ら行いましたが、学術的な評価を日本学術会議に平成23年1月に依頼し、9月に同会議から回答が示されました。また、国土交通省が行った利根川の基本高水の検証については、「利根川の基本高水の検証について」としてとりまとめ、お示しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000173.html</p>
	33	<p>・近年60年間の実績流量を用いて確率計算を行うと17,000m³/sは過大であるという意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去60年(昭和26年～平成22年)の観測流量をもとに統計処理すれば1/200流量でさえ15,654m³/sに過ぎない。 	<p>・治水対策に係る目標流量(案)17,000m³/sは、利根川の基本高水の検証において求めた論点番号30第2段落で述べた関係を用いて求めています。</p> <p>・なお、基準地点八斗島上流域の時間雨量データが入ってきた昭和11年以降のデータを用いて、基準地点八斗島について、年最大流量標本による流量確率の試算を行うと、統計期間が昭和11年～平成19年の72カ年の場合、1/200年超過確率の流量は18,402m³/s～26,817m³/sと推定されます。これについては、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料としてお示しています。 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/mizukokudo03_sg_000062.html</p>
	34	<p>・基本高水の算出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系河川整備基本方針の基本高水は、蓄積された流量データを用いて流量確率法により求めるべき。 	<p>・利根川の基本高水のピーク流量については、これまで様々な観点から検討をしています。</p> <p>・例えば、平成23年には、流量データによる確率からの検討、雨量データによる確率からの検討、確率規模モデル降雨波形による検討等を行っています。なお、これらについては、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料としてお示しています。 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/mizukokudo03_sg_000062.html</p>
	35	<p>・カスリーン台風におけるはん濫の実態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回利根川・江戸川有識者会議の資料-4には間違いがあり、撤回すべき。 ・八斗島上流域でのはん濫量に関する試算結果は、目標流量の算出に用いていないことは理解できた。 	<p>・第5回 利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)等における大熊委員からの「昭和22年9月洪水(カスリーン台風)におけるはん濫の実態を明らかにしてほしい」との旨のご依頼を受けて、過去に作成した資料を、第6回利根川・江戸川有識者会議(平成24年10月4日)においてお示しました。</p> <p>・本資料は、日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会第9回分科会(平成23年6月8日)において補足資料として国土交通省が提出したものと同一のものであります。</p> <p>・昭和22年9月洪水における利根川上流のはん濫について記載されている資料はほとんどなく、唯一入手できた地図である「昭和二十二年九月大水害の実相(群馬県 昭和22年)」の群馬県水害被害図において浸水被害に分類されている地域のみを対象とし、かつ「カスリーン颱風の研究」に浸水深が記載されている市町村に限定して試算したものであり、出典や計算過程等は本資料にお示しています。</p> <p>・なお、本資料でお示した試算結果は、利根川における新たな流出計算モデルの構築に用いておらず、治水対策に係る目標流量(17,000m³/s)の算出には用いていません。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	36	<p>・カスリーン台風の実績流量について</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設省の過去の文献によると、カスリーン台風の実績流量は約15,000m³/s程度であったことが明らかであり、目標流量17,000m³/sは過大である。 	<p>・「カスリーン台風の実績流量は約15,000m³/s」との旨のご指摘ですが、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)において、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、この観測流量を流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた八斗島地点における最大流量の推定値は17,000m³/sです。なお、はん濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量です。</p> <p>・目指す安全の水準に関しては、論点番号25で述べたとおり設定することが妥当と考えます。</p> <p>・なお、目標流量は、平成23年に新たな流出計算モデルを構築し、これを基に検討を行ったものであり、昭和22年11月から昭和23年9月の治水調査会利根川小委員会及び昭和24年2月の治水調査会利根川委員会における議事は基にいません。</p>
	37	<p>・河道目標流量について</p> <ul style="list-style-type: none"> 八斗島基準地点以外についても、河道目標流量をわかりやすく示すべき。 	<p>・ご意見の趣旨については、原案「4.1洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」の図4-1～図4-3に記載していますが、ご意見を踏まえ図4-1～図4-3を直します。</p>
4. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	38	<p>・流水の正常な機能の維持に関する目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流水の正常な機能の維持に関する目標について安全度を明記すべき。 流水の正常な機能の維持をするため必要な流量の根拠を示すべき。 各種水生動物の生活年周期に配慮した河川流量の維持管理が必要である。 <p>等</p>	<p>・流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、及び水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。</p> <p>・流水の正常な機能の維持に関する目標については、基準地点での具体的な流水の正常な機能を維持するため必要な流量の値を目標として設定することが一般的です。</p> <p>・流水の正常な機能を維持するため必要な流量の具体的な値については、原案「4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」において、表4-1に記載しています。</p> <p>・利根川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、国土交通省水管理・国土保全局のHPの「流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」でご覧いただけます。 http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/tonegawa_index.html</p>
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	39	<p>・吾妻川上流の支川の酸性河川の水質改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> 吾妻川上流における全流入支川が酸性であるという考え方は間違っている。 吾妻川は支川全部が酸性であるという考え方は正確でないことを対策の検討に考慮すべき。 <p>等</p>	<p>・ご意見を踏まえて修正します。</p>
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	40	<p>・安全管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施における安全対策について記載すべき。 	<p>・工事の実施に当たっては「安全協議会」などを通じ、受注者と日頃から工事の実施に当たり安全管理に努めているところです。</p> <p>・今後の工事の実施に当たっても、引き続き、一層の安全管理に努めてまいります。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	41	<p>・治水事業全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域住民の安全を極力確保できる治水対策を厳選すべき。 ・これらの事業を選択しなければならないのか、明快な説明を求める。 ・堤防を基本とした治水対策よりも、ダムの方が確実性が高い。 ・利根川の治水を進める上で、河道整備、遊水地、ダムが必要である。 ・利根川沿川で調節池が可能であるか調査検討し、積極的に利根川沿川で調節池を築造すべき。 <p>等</p>	<p>・原案「5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」は、「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討」等を踏まえて作成しました。</p> <p>・なお、「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、調節池や流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行い、最も有利な案がハツ場ダムを含む案であるとの結果を得ています。</p>
	42	<p>・利根川・江戸川における治水事業の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先かつ集中的に取り組むべき対策について、ロードマップを示すべき。 ・段階的な整備についてその基本的な方針などを記載することが必要。 ・河川整備に当たっては、左右岸のバランスや、上下流の対策を総合的に取り組み実施すべきである。 ・整備メニューの実施に当たっては、相互に関連することに留意すべき。 ・本川だけでなく、支川の整備も実施すべき。 ・大規模河川事業優先でなく、喫緊の対策を優先すべき。 ・烏川・神流川の河川改修を、今後も着実に進めるべき。 <p>等</p>	<p>・利根川・江戸川は1都5県にまたがり、広域的な治水バランス等について調整が必要な河川であることから、整備手順を具体的にお示しすることは容易ではありませんが、上下流、左右岸のバランスの確保を図りながら進めていくこととしており、その旨は、原案「4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」及び「5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p>
	43	<p>・技術開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新技術の活用可能性」を「新技術の開発や活用の可能性」と修文すべき。 	<p>・ご意見を踏まえて修文します。</p>
	44	<p>・利根川の自然回復を目指した河川整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山川河川整備計画(原案)のように、環境に対する配慮について記載すべき。 	<p>・環境に対する配慮について、ご意見を踏まえて修文します。</p>
	45	<p>・堤防の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の整備は、断面確保を基本として実施すべき。 ・利根川右岸で実施されている首都圏氾濫区域堤防強化対策に遅れることなく、左岸堤防の拡幅を実施すべき。 <p>等</p>	<p>・ご意見を踏まえて記述を追加します。</p> <p>・なお、利根川右岸で実施されている首都圏氾濫区域堤防強化対策と並行して左岸堤防の整備を進めています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	46	<p>・河道掘削について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削の実施に当たっては流域住民や専門家の意見を聴くべき。 ・河道掘削や川幅を広げた場合の取水や環境への影響等について記載すべき。 ・水質浄化にも寄与する、湿地再生にもなる河川敷の切り下げについて、記載すべき。 ・利根川河口部の掘削に当たっては、下流から、段階的に施工することを記載すべき。 ・利根川河口部の導流堤の撤去の必要性については、5章の実施に関する事項にも記載すべき。 <p>等</p>	<p>・河道掘削に関する事項については、原案「5.1.1(1)2)河道掘削」に記載しています。河道掘削に限らず、河川工事の実施に当たっては、これまでと同様に必要に応じて地域住民や関係機関等から意見を聞き、進めていきます。</p> <p>・なお、水質浄化及び利根川河口部の掘削、導流堤の撤去については、ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	47	<p>・田中、菅生、稲戸井調節池について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川・江戸川河川整備計画に田中、菅生、稲戸井調節池の効果を示すべき。 	<p>・ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	48	<p>・既存ダムの容量振替について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良俣ダムと藤原ダムの容量振替だけでなく、多くの既設ダムの洪水調節方式を見直し、河川整備計画規模で効果の出る方式にすべき。 ・奈良俣と藤原ダムの容量振替の計画調査及び事業の実施の際は、地元関係者への情報提供及び意見調整に万全を期すこと。 <p>等</p>	<p>・直轄・機構ダムにおける既存施設の機能増強については、その可能性を検討した結果、新たに貯水規模の増加を伴うものは除外し、奈良俣ダムと藤原ダムの容量振替及び洪水調節方式の見直しをする旨を原案「5.1.1(1)4)洪水調節容量の確保」に記載しています。</p> <p>・なお、実施に当たっては調整してまいります。</p>
	49	<p>・烏川における堤防の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川中流部右岸の堤防の整備を行わずに、遊水機能を残すべき。 	<p>・烏川の中流部右岸は、堤防が整備されていない区間であることから、計画高水位以下の水位で河道目標流量を安全に流下させ、洪水による災害の発生防止又は軽減を図るため、堤防の整備を行っているところです。</p> <p>・なお、烏川は、利根川本川との合流直前に広大な河川空間を有しており、この河川空間は、現在でも洪水時に一定程度の流量低減効果を有していますが、より効果的に洪水のピーク流量を低減させるため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関との調整の上、囲ぎよう堤等の整備を行う旨を原案「5.1.1(1)4)洪水調節容量の確保」に記載しています。</p>
	50	<p>・烏川における洪水調節施設の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節池の洪水調節効果について記載すべき。 ・調節池は河道の幅を狭め上流の水位を上げることから上流部の河道の負担になる。 ・調節池の上下流の水位差により流速が早くなり危険である。 ・烏川調節池は、洪水流のピークカットができない。 ・烏川の洪水調節施設の調査、実施に際しては、地元関係者への情報提供、意見調整に万全を期すこと。 <p>等</p>	<p>・烏川の調節池区間上流では、河道掘削等を実施することにより、計画高水位以下の水位で河道目標流量を安全に流下させ、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ることとしています。</p> <p>・また、烏川における洪水調節施設については、今後、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関との調整の上、囲ぎよう堤等の整備を行うこととしており、その際に、上流部の水位や流速についても考慮してまいります。</p> <p>・なお、洪水調節施設の洪水調節効果については、ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	51	<p>・ハッ場ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水、利水効果や安全性に問題のあるハッ場ダムは中止すべき。 ・「建設ありき」ではなく、科学的・客観的な検証を求める。 ・ハッ場ダムはその規模だけ書かれており、費用対効果についての説明がない。 ・ハッ場ダムを一日も早く完成させ洪水調節流量(容量)を確保すべき。 ・早期にダム本体工事に着手し、ダムを完成させるべき。 <p>等</p>	<p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、平成22年9月に検証を開始し、「予断を持たずに行う」という基本姿勢の下で、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」に沿って、透明性を確保しながら、1年余りの期間をかけて検証に係る検討をしました。</p> <p>・その結果に対して「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」のご意見を聴いた上で、利根川流域の持つ高い災害リスク、ハッ場ダムの即効性と効果の大きさ、1都5県知事のご意見等を考慮して、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当と判断されています。</p> <p>・ハッ場ダムの費用対効果については、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」及び『ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「ハッ場ダム建設事業の費用便益比算定」』にお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050286.pdf</p>
	52	<p>・ハッ場ダムの完成年度と事業費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッ場ダムについては、関係都県の下承を得たうえで、完成予定年度と事業費を明記すべき。 	<p>・河川整備計画は、河川工事の目的・種類・場所等を定めるもので、個々の事業の完成予定年度や事業費を定める計画ではないと承知しています。</p>
	53	<p>・ハッ場ダムの洪水調節効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスリーン台風及び近60年のデータで、ハッ場ダムの効果はない。 ・ハッ場ダムを建設することは本川の流量調節には最適と考える。 ・ハッ場ダムを造ることによる下流の利根川の水位低減効果は小さい。 <p>等</p>	<p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、八斗島地点の流量が洪水調節のない場合に17,000m³/sとなるように雨量を引き延ばし(引き縮め)し、新たな流出計算モデルを用いて流出計算を行い、洪水調節効果を算出し記載しています。</p> <p>・なお、ハッ場ダムの洪水調節効果については、ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>
	54	<p>・ハッ場ダム本体の耐震性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震を考慮した設計が行われていない。 ・絶対壊れないダムは造れない。 <p>等</p>	<p>・一般論として、ダム本体の耐震性の確保については、当該ダムの種類及び地域ごとに定められる設計震度を用いて設計を行った上で、ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、「地震時に損傷が生じたとしても、ダムの貯水機能が維持されるとともに、生じた損傷が修復可能な範囲にとどまること」についての照査を行い、必要に応じて追加対策を取るという考え方をとっています。</p> <p>・ハッ場ダムにおいても上記の考え方で本体設計を行っています。</p>
	55	<p>・ハッ場ダムの基礎岩盤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設予定地は脆弱な土地である。 	<p>・一般に、ダムの基礎岩盤の性状把握は極めて重要であり、多くの調査結果を基に、ダム本体の安定性、漏水の可能性などを検討した上で、対策を含めて本体及び本体関連施設の設計を行います。</p> <p>・ハッ場ダムにおいても、経済性を考慮しつつ、これまでに蓄積してきた地質調査データに基づき、多くの専門家による現地調査を含めた検討を経て、現在の掘削形状や必要となる対策を決めています。</p> <p>・これまでに、ボーリング、横坑などによるダムの基礎地盤についての強度や遮水性に関する調査を重ねた結果、 ①脆弱な断層破砕帯は認められない。 ②全般的にダムの基礎岩盤として求められる強度を有している。 ③難透水性の岩盤である。 と評価し、ダムの基礎地盤としては支障はないと判断したものです。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	56	<p>・ハッ場ダム周辺の地盤特性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応桑岩層なだれ堆積物など火山噴火により形成されている地盤であり危険。 ・応桑層は地下水の上昇と下降を繰り返すと、地すべり、深層崩壊、土石流を誘発するはず。 ・川原湯地区については、国が示した資料を見ても応桑層が地すべりで落ちてきたことは明らかである。 ・防災研が応桑層の上湯原地区で巨大な地すべりがあると指摘しているが、国交省のホームページでは河川の蛇行地形であるという偽りが書かれている。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応桑岩屑流堆積物の分布、性状については、これまでに専門家の助言を得ながら検討を行い、約2.4万年前に浅間火山の前身である黒斑火山の山体崩壊(火山爆発の崩壊)により形成された堆積物で、吾妻川の河岸に段丘面状に砂礫層を覆って分布し、崩壊によってできた礫や砂、粘土などが乱雑に含まれた状態で締固まったものであると認識しています。 ・また、川原湯・上湯原地区にある広い緩斜面は、蛇行した河川の跡である旧河岸段丘の上、崖錐堆積物と応桑岩屑流堆積物が覆ってきたもので、ボーリング調査で段丘砂礫とその下の堅硬な岩盤を確認しており、地表にも滑落崖と思われる段差地形などは見られないことから地すべりではないと考えています。
	57	<p>・ハッ場ダムにおける地すべり対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖周辺部の土砂災害履歴の調査、検証が十分になされていない。 ・湛水により地すべりが発生する。 ・ハッ場ダム建設予定地は地質が脆弱で水位を上下させれば、深刻な地すべりが発生する危険性が高い。 ・地すべり対策は地震の影響を考慮して行うべき。 ・ハッ場ダム建設予定地は地質が脆弱で、ダム湛水により地すべり災害が高まるのでハッ場ダム建設事業を河川整備計画から削除すべき。 ・地すべり対策については、追加の費用がかかるのではないかな。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業における地すべり対策は、ダムの建設による湛水の影響を回避する観点から実施します。 ・ハッ場ダムの建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで、地質や地すべりの専門家等の助言を得ながら、貯水池周辺全域を対象に空中写真、地形図、地質図、文献資料等を収集し、それらを基に、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所について、現地踏査により、詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行いました。このうち湛水による地すべりの可能性が高いと分類した箇所について、詳細踏査、ボーリング調査、動態観測を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行いました。 ・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、最新の全国共通の技術指針(「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」平成21年作成)に基づき、レーザープロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえ、各箇所の対策の必要性、対策案を改めて検討した結果、従前から対策を予定していた3箇所に加え、新たに8箇所対策が必要となる可能性があることがわかりました。実際の施工に当たっては、必要に応じて、新たに地質調査等を行った上で、これらの結果を詳細設計に反映させることとしています。 ・また、ダムの建設に当たっては、試験湛水を行うことで湛水に伴う地すべり等に対する安全性を最終的に確認することとされており、ハッ場ダムも同様です。 ・技術指針(案)においては、地震時の地すべりの挙動に係る評価手法が現時点で研究途上であることを踏まえ地震時の外力は考慮されておらず、ハッ場ダムの地すべり等対策の検討においても当該外力は考慮していません。 ・なお、ハッ場ダムの地震時の挙動を踏まえた地すべり等対策検討については、平成23年東北地方太平洋沖地震において、国土交通省所管のダムで既に貯水池周辺の地すべり対策が行われていた箇所、追加対策が必要となった箇所は確認されていないことも踏まえ、現時点で再検討を行う予定はありません。 ・地すべり対策工については、『ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「地すべり等の対策工」』にお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050283.pdf

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	58	<p>・ハツ場ダムにおける代替地地区の安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替地は、ダムの湛水により崩壊する。 ・代替地の安全性の評価がされていない。 <p>等</p>	<p>・ハツ場ダムの代替地地区(宅地及び付替道路等の公共施設から構成)については、これまでも「河川砂防技術基準」等の設計基準に基づき、設計・整備してきました。</p> <p>・さらに、「法令に沿った適正な代替地を提供する」との基本的な考えに沿って、平成18年に改正された「宅地造成等規制法」に定められている基準に従い検討を行い、必要に応じて、所要の対策(震度6～7程度の大規模な地震に対し「人命に重大な影響を与えない」対策)を取ることとしています。</p> <p>・ハツ場ダムでは、ダムによる湛水の影響も加味した上で法令に沿って検討した結果、5箇所の代替地地区について、当初設計に加え補強対策の検討が必要となる可能性があることがわかりました。</p> <p>・代替地の安全対策については、安定計算に必要な盛土材の物性値としてすべりに対する抵抗力が小さく計算されるような値を前提としています。今後の実際の施工に当たっては、それぞれ、必要に応じて、新たに地質調査等を行った上で、これらの結果を詳細設計に反映していくこととしています。</p> <p>・なお、代替地地区の安全対策工については、『ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「代替地地区の安全対策工」』にお示しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050284.pdf</p>
	59	<p>・ハツ場ダムにおける水源地の地域振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興を優先すべき。 ・ハツ場ダムを造っても地域振興や活性化には寄与しない。 ・淀んだダム湖になり観光資源にならない。 ・地域再生のための法律整備を進めるべき。 ・地元地域の生活再建及び地域振興を優先すべき。 <p>等</p>	<p>・ハツ場ダムでは、既に地元住民で組織するダム対策委員会等で「ダム湖を中心とした地元的生活再建と地域振興」の実現に向けた取組みが実施されています。また、付替道路等の機能補償とあわせて行われるインフラの機能向上等、水源地域対策特別措置法に基づく補助事業や水源地域対策基金による事業、措置により、ダム関係地域の生活環境、産業基盤等をの整備が図られる計画となっています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	60	<p>・ハッ場ダム建設に伴うこれまでの環境保全の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に制定された環境アセスメント法を無視している。 ・従前の自然が破壊される。 ・ハッ場ダムによって、川の連続性が遮断される。 ・ダム建設に伴う環境保全の取り組みについて記載すべき。 ・貴重な自然環境の保存に努めるべき。 ・ハッ場ダムの自然環境について記載がない。 <p>等</p>	<p>・ハッ場ダム建設事業を進めるに当たり、自然環境に関しては昭和52年以来、水質、地形・地質、植物、動物、自然景観についての現地調査及び文献調査等を実施し、昭和60年12月に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日建設事務次官通達）」に基づき環境影響評価の手続を完了しています。</p> <p>・事業者としては、これまで環境への配慮が必要な事項については調査及び環境保全対策を実施してきましたが、平成11年に施行された環境影響評価法に基づく評価項目についても、専門家等の指導・助言を得ながら調査及び環境保全対策の検討を続けています。</p> <p>・また、事業区域で確認された重要な植物を新しい生息環境が整うまでの間、保護する対策や、付替道路等の法面において降雨等による裸地からの濁水を抑制するため緑化する対策、希少猛禽類の生息地周辺の工事では必要に応じて繁殖期の施工を回避する対策や大きな音の出る工事などでは防音対策を行うなど、専門家等の意見を聴きながら環境保全に取り組んでいます。</p> <p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に環境への影響等の評価軸で評価しています。</p> <p>・なお、評価軸ごとの評価については、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」にお示すとともに、『ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」』に環境保全の取り組みについてお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050281.pdf</p>
	61	<p>・ハッ場ダムの水質(富栄養化)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムに貯めたら水質悪化(富栄養化)が進む。 ・ハッ場ダムの水質悪化を防ぐための具体的な対策と費用を明らかにすべき。 <p>等</p>	<p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に水素イオン濃度、CODやヒ素等を含む水質、水環境の観点から評価を行い、水素イオン濃度及びCODはダム建設前後の変化が小さいと予測しています。</p> <p>・また、貯水池内のクロロフィルaは、ダムサイト付近表層地点で年平均値が3.6～6.1 μg/Lであり、ハッ場ダム貯水池は、OECD(一般に用いられる指標)による富栄養化区分の中栄養湖に区分されるという試算結果を得ています。</p> <p>・ハッ場ダムの水環境の試算結果では、「水温」、「土砂による水の濁り」に対する環境保全対策として、選択取水設備、浅層曝気及び弾力的運用を実施することにより、冷水放流の抑制及び濁水長期化が低減されるという試算結果を得ています。</p> <p>・これらに要する費用は、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の建設に要する費用の概算額の中に含まれています。</p> <p>・なお、水質影響の試算については、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」」にお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050281.pdf</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	62	<p>・ハッ場ダムの堆砂計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッ場ダムの堆砂計画について、根拠が不十分。 ・ハッ場ダムの貯水池は、いずれ土砂で満杯となる。 <p>等</p>	<p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、堆砂計画の点検に当たって、これまでの調査結果をもとに最新の堆砂量の推定方法を用いて堆砂計画の点検を行っています。</p> <p>・計算の結果、現計画における堆砂容量(1,750万m³)と大きく変わるものではなく、ハッ場ダムの堆砂計画は妥当と判断しています。</p> <p>・ダム完成後については、ダム貯水池の堆砂状況を把握し、適切に管理します。</p> <p>・なお、堆砂計画については、『ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「堆砂計画」』にお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000050285.pdf</p>
	63	<p>・ハッ場ダム建設による既設発電所への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電目的のハッ場ダム建設は、現在使用中の発電容量より小さくなることから中止すべき。 	<p>・ハッ場ダム計画においては、利水放流等の際に従属的にその落差エネルギーを利用する新たな発電事業(群馬県による)が組み入れられている一方で、流況によっては、利水容量の貯留のために、既設の東京電力の発電に関する取水量が一部減少し、それに伴い発生電力量が減少する期間もあり得る計画となっています。</p> <p>・これまでに国土交通省が独自に行った概略的な試算によれば、発生電力量については、ダム建設前は5億7700万kwh(東京電力)、ダム建設後は6億200万kwh(東京電力5億6100万kwh、群馬県4100万kwh)になるとの結果を得ています。</p>
	64	<p>・吾妻峡の保存について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東の耶馬溪といわれ、国の名勝に指定された吾妻峡を破壊してはいけない。 ・山紫水明の吾妻峡に愛惜がない。 <p>等</p>	<p>・ハッ場ダムのダムサイト建設予定地は、計画当初においては、当時の知見から地形及び地質上最も有利な場所として、名勝吾妻峡のほぼ中央部としていましたが、文化庁との協議の結果、文化財保護の観点より、約600m上流地点の現ダムサイト建設予定地に変更しています。</p> <p>・これによりダムサイト建設予定地を上流にしたことで小蓬萊や鹿飛橋を含む八丁暗がり等の吾妻峡の象徴的な景観を形成する要素には影響なく、名勝吾妻峡の約3/4の区間は現状のまま、保全されます。</p>
	65	<p>・ハッ場ダム予定地の遺跡(埋蔵文化財)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッ場ダムの水没予定地の貴重な遺跡群を保存すべき。 ・埋蔵文化財を観光資源として活用すべき。 ・「調査」と「記録保存」では自然と文化の破壊を補えない。 <p>等</p>	<p>・ハッ場ダム予定地付近の埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、関東地方整備局と群馬県教育委員会との協議を経た上で、ダム事業の実施に伴う措置として平成6年から発掘調査や記録保存の措置をとることとしており、今後も法令に沿って適切に対処します。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	66	<p>・巨大災害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅間山からの土石流から下流を守る方策としてハツ場ダムを活用すべき。 ・浅間山と草津白根山の噴火に伴う泥流等の影響について検証すべき。 ・大地震でダム決壊が発生している。 ・ダムへの貯水により大規模地震が誘発されるのではないかな。 <p>等</p>	<p>・国土交通本省で開催された第21回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議で報告された「3.11震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見・情報の整理」に以下のとおり記載されています。</p> <p>①天明泥流やそれを上回る泥流が発生した場合の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天明泥流規模(約1億m³程度)の泥流の場合、貯水位を事前に下げておくこと ・泥流の大半は貯水池で捕捉されると考えられる。 ・天明泥流規模の泥流の流入に対するハツ場ダムの安定性について検討を行った報告書では、ハツ場ダムが破壊することには結びつかない。 <p>②レベル2地震動を上回る地震が発生した場合の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮にレベル2地震動を上回り、国内外で観測されている最大級の基盤加速度程度の地震動がハツ場ダムに作用した場合(略)ダムの漏水量が増加する可能性はあるが、コンクリートダムの被災の事例を見る限り、地表地震断層の変位により一部が倒壊した台湾の石岡ダムを除き、地震によって重力式コンクリートダムが決壊した事例は確認されていない。 <p>・その結果に対して「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」のご意見を聴いた上で、利根川流域の持つ高い災害リスク、ハツ場ダムの即効性と効果の大きさ、1都5県知事のご意見等を考慮して、ハツ場ダム建設事業については「継続」することが妥当と判断されています。</p> <p>・これまでに被害を生ずるようないわゆる誘発地震と考えられると報告された例は、水深が100m以上で、かつ貯水容量が10億トン以上の非常に大きな海外のダムの事例であり、日本国内では、そのような大きなダムはなく、ダムの貯水と地震の発生の因果関係が明確に確認されていないと承知しています。</p>
	67	<p>・堤防の浸透対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防強化に重点を置くべき。 ・護岸整備は真に必要な箇所に限定すべき。 <p>等</p>	<p>・堤防強化については、堤防の浸透対策として、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防強化対策を実施する旨を原案「5.1.1(2)浸透・侵食対策」に記載しています。</p> <p>・また、護岸整備については、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を実施する旨を原案「5.1.1(2)浸透・侵食対策」に記載しています。</p>
	68	<p>・首都圏氾濫区域堤防強化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏氾濫区域堤防強化対策の目的を記載すべき。 ・首都圏氾濫区域堤防強化対策の進捗状況を示すべき。 ・首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は高額すぎる。 ・首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は実施すべきでない。 ・栗橋地域で行われている堤防強化事業の対象区間にある、八坂神社の樹木を残して欲しい。 <p>等</p>	<p>・首都圏氾濫区域堤防強化対策については、原案「5.1.1(2)浸透・侵食対策」に記載しています。</p> <p>・首都圏氾濫区域堤防強化対策は、現在実施している区間(利根川Ⅰ期区間及び江戸川区間)の用地取得面積が、平成23年度末時点で約9割となっており、用地を取得したところから順次工事に着手しています。</p> <p>・また、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努めていくものとし、ご意見を踏まえて修文します。</p> <p>・なお、工事の実施に当たっては、関係する地域の方々等と調整してまいります。</p>
	69	<p>・布川地区の侵食対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布川地区の堤防、河道の維持管理は、その重要性から特記すべき。 	<p>・ご意見を踏まえて記述を追加します。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	70	<p>・高規格堤防の賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格堤防は膨大な事業費や長期間を要するなどのため反対。 ・スーパー堤防は部分的にしか完成していないためほとんど治水上の効果がない。 ・高規格堤防の区間設定の考え方を明らかにすべき。 ・超過洪水対策として高規格堤防の整備を推進すべき。 ・ゼロメートル地帯等は、安全な避難場所が十分でないことから、避難場所となる高規格堤防の整備は必要。 <p>等</p>	<p>・高規格堤防の必要性や施行の区間については、原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しています。</p> <p>・なお、高規格堤防事業については、平成22年の行政刷新会議の事業仕分けの指摘を受け、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行い、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。</p> <p>・高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。</p> <p>・整備箇所については、越水による堤防の決壊のリスクはなくなるとともに、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。</p> <p>・なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努めていくものとし、ご意見を踏まえて修文します。</p>
	71	<p>・高規格堤防の構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格堤防の耐震対策等が不十分である。 ・高規格堤防の断面形状の考え方を示すべき。 <p>等</p>	<p>・高規格堤防の構造に関しては、平成4年1月に一部改正された河川管理施設等構造令等に基づき、地震荷重に対して安全性が確保される構造となるよう設計しています。</p>
	72	<p>・超過洪水対策としての耐越水堤防等の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて実施する超過洪水対策について具体策を記載すべき。 ・想定を超える洪水がきても壊滅的な被害を受けないよう、耐越水堤防を整備すべき。 ・超過洪水に対しては、ソフト対策も併せて実施していくべき。 ・安価な堤防対策の研究を推進すべき。 <p>等</p>	<p>・計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを優先とし、被害の最小化を図る旨を原案「5.1.1(4)超過洪水対策」及び「5.1.1(7)危機管理対策」、「5.2.1(8)地域における防災力の向上」に記載しています。</p> <p>・ご指摘にあるいわゆる「耐越水堤防」については、開発を進めることは重要だと考えています。</p> <p>・堤防強化に関する技術研究が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。</p>
	73	<p>・河川管理施設の耐震対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の耐震対策を進めるべき。 	<p>・ご意見の趣旨については、地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがあるため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する旨を原案「5.1.1(5)地震・津波遡上対策」に記載しています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	74	<p>・内水対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設よりも、内水被害の対策を優先すべき。 ・雨水浸透施設の設置、排水機場の強化が急務である。 ・内水対策の観点からもダム・調節池等の対策は重要である。 ・ゲリラ豪雨に見舞われることが多くなった現在の首都圏では内水はん濫に重点をおくべき。 ・東毛地域の内水対策に当たっては、排水機場等の維持管理と更新及び増設を行うべき。 <p>等</p>	<p>・ご意見の趣旨については、内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する旨を原案「5.1.1(6)内水対策」及び「6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しています。</p> <p>・なお、内水対策の観点からもダム・調節池等の本川の水位低下対策等は重要であるため、ご意見を踏まえて修文します。</p> <p>・また、排水機場等の維持管理については、原案「5.1.1(3)水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理」に記載しています。</p>
	75	<p>・危機管理対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巴波川巴波橋に河川防災ステーション等の設置をすべき。 ・堤防破堤等による緊急時に一時的に住民が避難できる防災ステーションを設置すべき。 ・緊急用河川敷道路や緊急用船着場について、大災害を想定すると、より大規模なものが必要。 ・河川管理者として、より積極的な施策を実施すべき。 <p>等</p>	<p>・危機管理対策については、被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点として防災ステーションの整備を進めています。</p> <p>・原案「5.1.1(7)危機管理対策」の表5-9では、現在実施中の箇所についてのみ記載していますが、今後、必要に応じて関係機関と調整した上で取り組んでまいります。</p> <p>・また、緊急河川敷道路や緊急用船着場の整備についても、今後、さらに検討を進め、必要に応じて整備してまいります。</p>
5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	76	<p>・流水の正常な機能の維持のためにハッ場ダム等を建設することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能を維持するための新規施設の建設計画は削除すべき。 	<p>・流水の正常な機能とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことをいいます。</p> <p>・なお、吾妻川には、国指定名勝の吾妻峡があり、特に景観・観光の面で景勝地として親しまれています。吾妻川の代表的な河川景観を有する場所や人と河川の関わりが深い場所において、濁水時でも良好な景観の維持・形成に資するために必要な流量が流れていることは重要なことと考えています。</p> <p>・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、流水の正常な機能の維持の観点から、目的別の総合評価を行った結果、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合は最も有利な案はダム案となり、これらを踏まえ、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当と判断されています。</p> <p>・南摩ダム及び霞ヶ浦導水については、検証中であることから、原案「5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では「その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」と記載しており、検証の結果を踏まえて対応することとしています。</p>
	77	<p>・南摩ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南摩ダムについては、水需要がほとんどない状況である。 ・厳しい財政状況を踏まえ南摩ダムは中止すべき。 ・南摩ダムの自然環境について記載がない。 ・南摩ダムは実施要領細目に沿った検証を実施すべき。 <p>等</p>	<p>・南摩ダムについては、検証中であることから、原案「5.1.1(14)洪水調節容量の確保」及び「5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では「その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」と記載しており、検証の結果を踏まえて対応することとしています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	78	<p>・霞ヶ浦導水について</p> <p>・厳しい財政状況を踏まえ霞ヶ浦導水は中止すべき。</p>	<p>・霞ヶ浦導水については、検証中であることから、原案「5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では「その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」と記載しており、検証の結果を踏まえて対応することとしています。</p>
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	79	<p>・河川環境の保全の積極的な推進について</p> <p>・積極的な河川環境の復元や新たな河川環境の整備を目的とした事業展開が必要。</p> <p>・自然に新たに負荷をかけない整備や、自然の回復に配慮すべき。</p> <p>・ラムサール条約湿地候補地の候補リストにある地域については登録に向けて相応しい自然環境が保全されるようにすべき。</p> <p>・利根川がラムサール条約登録地となるよう、自然環境に配慮すべき。</p> <p>・ラムサール条約登録湿地を抱える水系として、関係機関と協議することに加え、関係住民の意見を反映させることが必要。</p> <p>等</p>	<p>・ご意見の趣旨については、原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」及び「5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</p> <p>・なお、ラムサール条約湿地の登録に関しては、環境省が主務官庁となっていることから、河川区域が対象となる場合は、必要な協議を環境省と実施します。</p>
	80	<p>・生物多様性を踏まえた河川整備について</p> <p>・生物多様性を重視すべき。</p> <p>・河川整備計画は生物多様性についても記載すべき。</p> <p>・生物の種類と量が増えるような河川をつくるべき。</p> <p>・環境重視の治水行政に転換する時代である。</p> <p>・生物多様性基本法を遵守すべき。</p> <p>・生物多様性保全は、国家の義務である。</p> <p>等</p>	<p>・ご意見の趣旨については、原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」及び「5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</p> <p>・なお、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」には、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定され、「愛知目標」の達成に向けたロードマップ等を示すことを目的として改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日）に位置づけられている施策（エコロジカル・ネットワークの形成等）も含まれています。</p>
	81	<p>・技術開発について</p> <p>・「新技術の活用の可能性」を「新技術の開発や活用の可能性」に修正すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえて修正します。</p>
	82	<p>・吾妻川における新たな中和施設について</p> <p>・新たな中和施設など絶対つくるべきではない。</p> <p>・中和工場以外による中和対策を検討すべき。</p> <p>・新たな中和対策について早期に事業化すること。</p> <p>・吾妻川の新たな中和対策は、中和生成物の中のヒ素が環境を汚染し続けるので行うべきではない。</p> <p>等</p>	<p>・吾妻川上流における遅沢川などの支川は、依然として酸性の強い状態であり、河川の水質基準が設定されていないことに加え、水道用水の水質基準や農業用水の水質基準を満足しておらず、水環境や水利用に支障をきたしていることから、品木ダムによる中和対策を継続して実施するとともに、新たな中和対策について事業化に向けた調査及び検討を進めます。</p> <p>・なお、吾妻川で観測されているヒ素は湯川などの支川から流入するもので、温泉・鉱源泉を由来としてヒ素が河川に流入しており、これらの自然由来のヒ素が吾妻川を流下しているものです。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	83	<p>・吾妻川上流総合開発事業及び吾妻川における中和対策と費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吾妻川上流からの酸性支川の中和を行わない限りハツ場ダムの建設は不可能ではないか。 ・「吾妻川上流総合開発事業」の具体的な費用はそのような位置づけの中にあるのか。 ・新たな中和対策の具体的な見通しと、その費用を明らかにするべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現況のハツ場ダム地点の水質は、ダムの建設に支障を与えるものではありません。 ・また、「吾妻川上流総合開発事業」は、ダムによる中和事業がコストや技術的に困難なことから進捗する見込みがなく、代替案の実現性が確認されたことから、平成23年度に事業を中止しました。 ・なお、吾妻川上流における遅沢川などの流入支川は、依然として酸性の強い状態であり、河川の水質基準が設定されていないことに加え、水道用水の水質基準や農業用水の水質基準を満足しておらず、水環境や水利用に支障をきたしていることから、品木ダムによる中和対策を継続して実施するとともに、ダム方式以外のプラント方式などによる中和方式の実現性が確認できたことから、新たな中和対策について事業化に向けた調査及び検討を進めます。
	84	<p>・渡良瀬遊水地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬遊水地の洪水調節容量を増加させることについて、カスリーン台風以降越流堤の土砂流入により、治水容量が激減しているためメンテナンス(掘削)が必要であり、「湿地再生計画」を早めるべき。 ・渡良瀬遊水地の乾燥化は、河床の上昇も大きな原因である。 ・渡良瀬遊水地の湿地保全・再生については、協議会を設立して進めるべき。 ・渡良瀬遊水地については、湿地の再生が治水容量を回復することになるので、遊水地本来の目的の明確が必要。 ・渡良瀬遊水地の環境保全については、様々な議論を経て、ここで整備計画としてまとめている。その過程を記載すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬川遊水地湿地保全・再生基本計画について、ご意見を踏まえて修正します。 ・なお、渡良瀬遊水地の湿地の再生については、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。
	85	<p>・利根川河口堰について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河口堰は河川の連続性を分断している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川河口堰における魚道の設置について、ご意見を踏まえて記述を追加します。
	86	<p>・江戸川水閘門について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川水閘門について、一日でも早い環境の改善をすべき。 ・行徳可動堰工事に引き続き、魚道設置工事を実施すべき。 ・江戸川水閘門に魚道を設置すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。
	87	<p>・魚類の遡上・降下について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類等の遡上・降下の阻害となっている構造物とは何で、どのような魚類等の遡上・降下が阻害されているのか、また改善方策を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。
	88	<p>・エコロジカル・ネットワークについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカル・ネットワークの形成の推進について、具体的な施策を進めるべき。 ・エコロジカル・ネットワークの形成については河川空間だけでなく、流域全体の計画が必要。 ・エコロジカル・ネットワークの形成において、コウノトリだけに特化したものにならないよう、形成の推進に努めて欲しい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」及び原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	89	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の老朽化対策等について ・既存ストックの老朽化対策が重要である。 ・施設整備に当たっては、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図った整備とすべき。 ・既存ダム of 老朽化対策を進めるべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて記述を追加します。
	90	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の維持管理について ・堤防等の維持管理は重要である。 ・維持管理の観点から植生のあり方について記載をすべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて記述を追加します。
	91	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発について ・「新技術の活用の可能性」を「新技術の開発や活用の可能性」に修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修正します。
5.2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	92	<ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムの堆砂対策について ・既設ダムの堆砂対策を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムの堆砂対策については、堆砂状況を把握し、貯水池機能の低下を防ぐため適切な対策を検討し実施する旨を原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しています。
	93	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの維持管理について ・中小洪水にも効果のある洪水調節を実施すべき。 ・既存ダムの運用管理を適切に行うこと。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの維持管理については、より効果的な洪水調節を行うため、柔軟な操作の検討や施設の改良についても実施する旨を原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しています。
	94	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理(ダム)に係る施行の場所について ・維持管理するダムのリストからハツ場ダムが外れている。 ・維持管理に係る施行の場所に渡良瀬貯水池の記載をすべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」の表5-20維持管理(ダム)に係る施行の場所については、現時点で完成し、維持管理を実施しているダムを記載していますが、今後新たに管理するダムについては、ご意見を踏まえて修正します。 ・なお、渡良瀬貯水池については、ご意見を踏まえて記述を追加します。
	95	<ul style="list-style-type: none"> ・許可工作物の機能の維持について ・河川管理上支障となる許可工作物の改築においては、河川管理者も支援すべき。 ・許可工作物に関して指導・監督を強化すべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可工作物の機能の維持については、河川法第26条第1項の許可を受けて設置された工作物は施設管理者が許可条件に基づいて維持管理を行うことになっていることを踏まえ、施設管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行う旨を原案「5.2.1(5)許可工作物の機能の維持」に記載しています。
	96	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等における基礎的な調査について ・洪水流解析等の調査研究を推進し、その成果を工事や管理に活用する旨を記載すべき。 ・河状の変化に対応することが必要である。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修正します。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5.2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	97	・地域における防災力の向上について ・地域における防災力の向上に関しては、鋭意促進を図るべき。	・ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(8)地域における防災力の向上」に記載しています。
	98	・防災教育の推進について ・防災教育を主体的に行うべき。 ・防災教育は単独ではなく環境教育と連携を図るべき。 等	・ご意見を踏まえて修文します。
	99	・民間企業との連携について ・堤防の決壊時の被害軽減対策については、民間企業との連携も視野に入れるべき。	・ご意見を踏まえて修文します。
	100	・大規模災害対応について ・大規模洪水に係る災害対策については、河川管理者が統一した指揮命令権を有すべき。 ・大規模災害対応については、河川管理者が積極的にかかわる体制を確立すべき。 等	・大規模水害発生時には、災害対策基本法第24条又は第28条の2に基づき、「非常災害対策本部(本部長国務大臣)」又は「緊急災害対策本部(本部長内閣総理大臣)」が設置され、第25条の2又は第28条の3の2に基づき、本部長の指揮監督の下、本部の構成員として一体となって災害の対応にあたります。 ・なお、河川管理者である関東地方整備局長は、具体的な対応として別途定める「関東地方整備局防災業務計画」に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興にあたります。
5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	101	・資源・エネルギーとしての河川の利活用について ・河川を治水・利水だけでなくエネルギー源としても検討すべき。	・ご意見を踏まえて記述を追加します。
	102	・渇水時の対応について ・水需要が低迷している自治体は取水量を減らし、他の自治体に融通することで渇水被害を軽減すべき。 ・渇水対策協議会の決定事項として、取水制限率が定まり、各利水者もそれぞれに対応したことを記載すべき。 ・異常渇水に備えた対応も記載すべき。 等	・水利権の許可においては、取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであることなどについて確認し、許可しているものです。 ・なお、渇水時の対応が必要となる場合においては、利根川水系渇水対策連絡協議会等を通じ、関係利水者による円滑な渇水調整が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん・調停を行う旨を原案「5.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しています。 ・また、渇水対策連絡協議会等の決定事項を踏まえ各利水者による対応が行われていることや異常渇水を含む渇水時の対応については、ご意見を踏まえて修文します。
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	103	・品木ダムについて ・品木ダムにおける中和対策を記載すべき。 ・品木ダムにおける中和対策はハツ場ダムを造るために継続している。 ・上流部の河川環境を守っているのは品木ダムである。 ・品木ダムの中和対策を継続すること。 等	・吾妻川については、原案「2.3(1)水質」に記載しており、品木ダムは、源泉から継続的に流入する強酸性(pH2~3)の河川水を中和し、酸性河川による酸害を低減し河川環境及び水質を改善するために必要なものであることから、ハツ場ダムの有無に関わらず、今後とも適切に管理してまいります。 ・なお、品木ダムにおける中和対策については、ご意見を踏まえて修文します。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	104	<p>・品木ダムの残土処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品木ダムにおける廃棄物は環境汚染の原因である。 ・ヒ素などを含んだ、ダム湖からの浚渫土の処理対策について記載すべき。 ・中和により生成されるヒ素の対策について記載すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品木ダムによる中和処理については、今後も中和対策を継続し、効率的な中和生成物の処理や検討・対策を行う旨を原案「5.2.3(1)水質の保全」に記載しています。 ・浚渫土の処理対策については、許可権者である群馬県の指示等を仰ぎ、適正に実施しています。 ・品木ダムで観測されているヒ素は、ダムに流入する湯川等の河川から流入するもので、自然や温泉水に由来するものです。ヒ素は、流入部の湯川の濃度に比べ中和処理後の湖心及び放水口で大幅に低下しています。
	105	<p>・ニホンウナギについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンウナギについてモニタリングし、河川環境の改善に努めるべき。 ・ニホンウナギが絶滅危惧種IB類に指定されたことなどを踏まえ、河川の整備に当たっては、生態系や生物多様性の影響について配慮すべき。 ・利根川でのウナギの大幅な減少を認識しているのか。復元についてどのように考えているのか。 ・利根川河口堰を柔軟運用することによって、ウナギが遡上でき、帰ってくるはずだ。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載しているように、「河川水辺の国勢調査」により魚類等の基礎情報の収集・整理を実施します。 ・利根川河口堰における魚道の設置について、ご意見を踏まえて記述を追加します。
	106	<p>・外来種対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物の対応について記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載しています。
	107	<p>・ダム貯水池からの放流方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川流量の管理については、時々フラッシュなどの変化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池からの放流方法については、必要に応じて、フラッシュ放流を行い、下流河川の環境改善効果について調査及び検討を行う旨を原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載しています。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	108	<p>・総合的な河川管理への提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域対策を行うことによりハッ場ダムの何倍もの洪水調節効果を見込める。 ・流域対策は鶴見川のような都市河川では有効であるが、利根川は八斗島上流からの流出が大部分を占めており流域対策の効果は見込めない。 ・利根川流域の水田で一時貯留すれば、ハッ場ダムよりも大きな洪水調節効果がある。 ・八斗島上流域における流域面積全体に占める水田面積の割合を考えれば、水田の貯留効果はきわめて限定的であることは自明である。 ・流域全体を視野に入れた総合的な河川管理を行うべき。 ・「みどりのダム構想」を進めるべき。 ・利根川の流域を保全することによりミネラルウォーター水源としての価値も出てくる。 ・利根川流域は、堤防が整備され、土地の利用状況が変わった。 ・上流域の山村対策と連携すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原案「5.1.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」は、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」等を踏まえて記載しています。 ・なお、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、調節池や流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価等を行い、最も有利な案がハッ場ダムを含む案であるとの結果を得ています。その際、「水田等の保全」及び「森林の保全」は、流域管理の観点から推進を図る努力を継続するため、全ての治水対策案(ハッ場ダムを含む案及びハッ場ダムを含まない案)に含まれるものとしています。 ・雨水貯留・浸透対策、森林の保全等について、ご意見の趣旨は、原案「6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しています。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
6.2 地域住民、関係機関との連携・協働	109	・地域住民・関係機関との連携・協働について ・6.2地域住民、関係機関との連携・協働において、若い人たちの視点が重要であり「学童・生徒」との単語を記載し考え方を明確化すべき。	・ご意見を踏まえて修正します。
6.3 ダムを活かした水源地域の活性化	110	・水源地域ビジョンについて ・水源地の再生、活性化について記載を充実すべき。 ・品木ダムの貯水を活かした活性化を明記すべき。 ・ハツ場ダム完成後に速やかに「水源地域ビジョン」を策定すべき。 ・水源地域の振興に協力すること。 等	・ご意見を踏まえて修正します。 ・なお、品木ダムについては、水源地域ビジョンに基づいて地域活性化に取り組んでおり、藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダム、品木ダム、下久保ダム、草木ダム及び川治ダムでは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るため、地域住民、関係機関と連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン」に基づいた取り組みを推進していく旨を原案「6.3ダムを活かした地域活性化」に記載しています。 ・また、ハツ場ダムの「水源地域ビジョン」の策定については、原案「6.3ダムを活かした水源地域の活性化」に記載しています。
6.4 治水技術の伝承の取り組み	111	・治水技術の伝承について ・治水技術の伝承の取り組みを進めるべき。 ・利根川・江戸川河川整備計画の中で、土木技術に関する情報が記録に残るよう努めるべき。 等	・ご意見を踏まえて修正します。
河川整備計画策定の取り組みについて	112	・治水対策に係る目標流量に関する意見募集を行ったことについて ・目標流量を設定してから河川整備計画を策定することに反対。	・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定に当たっては、「ハツ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、河川整備計画の策定プロセスをより丁寧に進めていく観点から、まずは、今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者の考え方を示して関係する住民の皆様からご意見を募集したものです。 ・いただいたご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した上で、それらの情報をもとに、学識経験を有する者や関係都県のご意見を聴いて目指す安全の水準に対応する「治水対策に係る目標流量」を設定しました。 ・なお、具体的な施設計画等については、この目標流量に基づいて検討したものです。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
河川整備計画策定の取り組みについて	113	<p>・目標流量の議論が尽くされていないというご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標流量17,000m³/sに対する意見募集では批判的な意見が多く、見直しすべき。 ・官民双方の科学者で構成した委員会を立ち上げ妥当な流量を決定し、再検討すべき。 ・有識者会議で目標流量の議論が尽くされていないのに一方的に打ち切った理由を説明すべき。 ・有識者会議での目標流量の議論を踏まえて、関東地方整備局が判断すべき。 <p>等</p>	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定に当たっては、原案で目指す安全の水準に対応する「治水対策に係る目標流量」を設定することとし、「治水対策に係る目標流量(案)」を示し、平成24年5月25日から6月23日までの30日間、意見募集を実施しました。</p> <p>・ご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した上で、それらの情報をもとに、平成24年9月25日、10月4日及び16日に利根川・江戸川有識者会議を開催し学識経験を有する者から、平成24年10月22日に関係都県から意見をお聴きしました。</p> <p>・これらを踏まえ、利根川・江戸川河川整備計画を策定するに当たり、「治水対策に係る目標流量」を八斗島地点において17,000m³/sと設定したものです。</p> <p>・いただいたご意見については、『「利根川・江戸川河川整備計画」における「治水対策に係る目標流量」について関係する住民や学識経験を有する者、関係都県よりいただいたご意見から得られた論点及び河川管理者の見解』をお示しするとともに、これらを踏まえて作成した原案を1月29日に関東地方整備局ホームページにお示しました。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000072613.pdf</p> <p>・原案については、平成25年2月1日から3月6日までの34日間で意見募集を実施するとともに、平成25年2月24日から26日に4会場で公聴会にて関係住民からご意見をお聴きし、平成25年2月14日、21日、3月8日及び18日に利根川・江戸川有識者会議を開催し学識経験を有する者から意見をお聴きしました。</p> <p>・これまでに原案に関するご意見が出そろったことから、目標流量に関するご意見も含めいただいたご意見の内容を十分に検討した上で、これらの意見に対する関東地方整備局の考え方を整理するとともに、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)を作成します。</p>
	114	<p>・原案の表現について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案は資料が膨大で、非常に専門的なことが書いてある。 	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)の作成に当たっては、必要な内容をわかりやすく記述するよう努めています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
・河川整備計画策定の取り組みについて	115	<p>・利根川・江戸川有識者会議の委員・運営方法などについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議は公開で行い、情報を公開することが重要。 ・利根川の有識者会議の委員は、ダム事業推進を求める委員が多数を占めることから、意見を異とするものを入れるべき。 ・有識者会議の運営が適切に行われていない。 ・有識者会議の委員を入れ替えて出直すべき。 ・有識者会議での河川整備計画に関する議論を充実させるべき。 ・非民主的なプロセスで、ハツ場ダムを造るための条件となっている整備計画の策定を急いでいる。 ・流域全域について必要な調査を行い、それぞれの状況について知見を有する住民及び専門家の意見が反映されるよう議論を積み重ねていくようにすべき。 ・有識者会議で議論を尽くし修正した上で、改めてパブリックコメントへの応募を呼びかけるべき。 ・有識者会議で議論し合意形成を図るべき。 ・有識者会議は学識者が意見を述べる場であり、行政はその意見を基に判断すべき。 ・利根川・江戸川有識者会議を9回連続で中止した理由を明らかにすべき。 <p>等</p>	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)を作成するに当たっては、学識経験を有する者等の意見を聴く場として「利根川・江戸川有識者会議」を設置しています。</p> <p>・利根川・江戸川有識者会議については、利根川・江戸川有識者会議規約等に基づき運営してきています。</p> <p>・利根川・江戸川有識者会議は原則公開としており、会議で委員に配布された資料は、貴重種目の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ホームページにて公表することとしてきています。</p> <p>・利根川・江戸川有識者会議の委員については、利根川・江戸川に関する学識や知見を有しておられ、河川整備計画策定に当たって意見を聴くのにふさわしいと考える方を選定することとしてきており、「ハツ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、利根川水系の洪水流出に関する分野の学識経験者として、第5回有識者会議(平成24年9月25日)から新たに3名の委員に加わっていただきました。</p> <p>・なお、会議の開催については、「候補日」としてあらかじめ委員にお知らせさせていただいた上で、会議の準備状況等を踏まえ、正式に開催通知を送付するようにしていました。第7回から8回までの候補日については、結果として準備が整わなかったため、開催しなかったものです。</p>
	116	<p>・参考人の招聘について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留関数法について多くの議論があったので、有識者会議に参考人を招聘すべき。 ・専門的な問題については参考人を招聘すべき。 ・この有識者会議においては参考人招聘は必要ない。 <p>等</p>	<p>・利根川・江戸川有識者会議は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)を作成するに当たって、学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置しています。</p> <p>・貯留関数法を用いた利根川の新たな流出計算モデルについては、これまでも資料を提示しご説明するとともに、委員から何度も丁寧にご説明いただいています。</p> <p>・なお、全国で標準的に用いられている「貯留関数法」の手法の適否について、利根川・江戸川についてのご意見をお聴きすることが目的である有識者会議において、改めてご意見をお聴きするような場を設けることは考えていません。</p>
	117	<p>・関係住民の意見を反映させる取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画づくりについて流域住民が参加しなかった、従来の住民協働の発想が消えてしまった。 ・地域の人のとの話合いの場をつくりながら、河川整備計画を立て直すべき。 ・関係住民の意見を充分に聞き取るべき。 ・意見募集の分析評価を公表すべき。 ・これまで実施してきた意見募集がどのように反映されたか説明すべき。 ・2006年「有識者会議及び関係住民の意見・意向を十分反映した計画とするために、議論を積み上げ計画案を策定する」とした約束を守るべき。 ・住民の意見を聞きながら原案を策定されなかったのは、河川法16条の2に反している。 <p>等</p>	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定を進めるに当たり、平成18年12月から河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として利根川・江戸川有識者会議を開催するとともに、平成22年9月から実施したハツ場ダム建設事業の検証の過程において、平成23年10月に河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定した「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を公表し、さらに、平成24年5月に「利根川・江戸川において今後20から30年間で目指す安全の水準についての考え方」を公表するなどしてきたところであり、これらのそれぞれの段階において、学識経験を有する者、関係住民等及び関係都県等からの意見聴取を実施してきました。</p> <p>・これらを踏まえて、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)を平成25年1月29日に公表し、関係する住民から広くご意見を募集するとともに、河川法に基づき茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民を対象とした公聴会を開催するなどして、様々な方々からご意見をお聴きしたうえで、関東地方整備局の考え方を整理するとともに、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)を作成します。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
<p>・河川整備計画策定の取り組みについて</p>	<p>118</p>	<p>・河川整備計画策定作業のやり直しというご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の策定作業をゼロからスタートさせるべき。 ・ダムなどの大規模な土木工事偏重な計画であり、流域住民無視の計画は直ちに中止し、最初から出直すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定に当たっては、平成18年12月から学識経験を有する者の意見を聴く場として利根川・江戸川有識者会議を4回開催するとともに、関係する住民からの意見募集及び公聴会を実施し、その結果を踏まえて検討を進めました。 ・平成21年9月からハッ場ダム建設事業を含む全国のダム事業の検証を行うこととなり、ハッ場ダム建設事業についても予断をもちず検証を行い、その中で、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定した上で、平成23年10月からパブリックコメント及び学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長等からの意見聴取をそれぞれ実施し、同年12月にハッ場ダム建設事業に関する対応方針が決定されました。 ・その後、平成24年5月に「利根川・江戸川において今後20から30年間で目指す安全の水準の考え方」を示し、関係する住民からの意見募集を実施し、さらに同年9月から利根川・江戸川有識者会議を3回開催するとともに、関係都県の意見聴取を実施しました。 ・このように、それぞれの段階で関係する住民や学識経験を有する者等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて平成25年1月に利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)を公表しました。 ・さらに同年2月から関係する住民からの意見募集及び公聴会を実施するとともに、利根川・江戸川有識者会議を4回開催するなど、ご意見をお聴きし、それらに対する関東地方整備局の考え方を整理するとともに、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)を作成します。
<p>その他</p>	<p>119</p>	<p>・河川整備計画の賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然に優しい河川整備計画になっていないので反対。 ・無駄で危険かつ実現性のない河川整備計画(原案)に反対。 ・拙速に策定作業が進められる河川整備計画に反対。 ・策定中の利根川・江戸川河川整備計画を進捗させるべき。 ・早期に河川整備計画を策定し、所定の安全度確保を強く望む。 ・国が責任を持って今後30年の計画をしっかりと行うべき。 ・河川管理者が流域住民に具体的に約束するものが何もないので賛成できない。 ・河川整備計画の作成経緯について明らかにすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画については、学識経験を有する者、関係する住民、地方公共団体からご意見をお聴きするよう、平成18年頃から様々な取り組みを進めてきました。 ・平成23年には、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定した上で、河川法第16条の2に準じて学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長等のご意見を聴き、これらを経て、平成23年12月にハッ場ダム建設事業に関する対応方針の決定がなされたところで。 ・平成24年5月には、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画における「治水対策に係る目標流量(案)」お示しし、関係する住民、学識経験を有する者、関係都県のご意見を聴き、これらを踏まえ、平成25年1月、「治水対策に係る目標流量」を八斗島地点において17,000m³/sとする「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)」をお示しました。 ・その後、関係住民、学識経験を有する者等からご意見を聴き、原案についていただいたご意見の内容を十分に検討した上で、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(案)」を作成します。 ・今後、河川法に定められた必要な手続きを経て、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画を早急に策定し、河川整備計画に基づき河川工事等を進めてまいります。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	120	<p>・河川の整備に係る整備費用・実現性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案の実施に必要な事業費を示し、実現性の見通しを明らかにすべき。 ・ダム維持管理の事業費を記載すべき。 ・原案は財政制約という観点を欠いている。 <p>等</p>	<p>・河川整備計画は、河川工事の目的・種類・施行の場所等を定めるもので、事業費を定める計画ではないと考えています。</p> <p>・参考までに、原案の作成時点において、原案に示した治水対策における具体的な事業に要する費用は、約8,600億円です。この約8,600億円の内訳は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏氾濫区域堤防強化対策：約1,480億円 ・堤防の整備：約1,510億円 ・高潮対策：約60億円 ・樹木伐採を含む河道掘削等：約3,000億円 ・浸透・侵食対策：約360億円 ・稲戸井調節池の整備：約50億円 ・田中調節池の整備：約130億円 ・烏川調節池の整備：約870億円 ・行徳可動堰の改築：約30億円 ・江戸川水閘門の改築：約230億円 ・江戸川の流頭部における分派対策：約100億円 ・内水対策：約30億円 ・緊急復旧活動等の拠点整備等の危機管理対策：約110億円 ・既存施設の機能増強：約20億円 ・ハツ場ダムの建設：約550億円 <p>なお、原案の作成時点において、超過洪水対策の具体的な施行の場所が未定であったことから、要する費用については上記金額には現時点では含まれていません。また、地震・津波遡上対策についても、関係者との調整等を踏まえ事業を実施することとしており、上記費用には現時点では含まれていません。</p> <p>・一方、原案の作成時点で想定している原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」でお示しているダム等の維持管理費用は年間約40億円です。</p> <p>・なお、治水対策の具体的な事業については、現在の予算規模の状況などを考慮し、実現可能性を確認しています。</p>
	121	<p>・新規投資と維持管理費の増大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規社会資本の投資が次第に厳しくなる現状を踏まえて河川整備計画の策定作業を進めることを求める。 ・新規投資は抑制し、維持管理費を優先すべき。 <p>等</p>	<p>・現在の利根川(八斗島地点を含む一連の区間)の安全の水準は、年超過確率が概ね1/30から1/40にとどまり、首都圏を抱える利根川・江戸川の社会・経済的重要性を踏まえると十分ではないことから、計画的に治水安全度を向上させる必要があります。</p> <p>・また、今後は設置後長期間を経過した施設が増加することにより、河川管理施設の老朽化が懸念されるため、河川管理施設の機能が適切に発揮されるよう維持管理を行うことが重要です。</p> <p>・このため、既存ストックを有効に活用するとともに、新技術の開発や活用の可能性の検討やコスト縮減に努め、適切な維持に努めてまいります。</p>
	122	<p>・費用対効果分析について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業便益が不明である。 ・ムダな公共事業に多額の税金を使うべきでない。 <p>等</p>	<p>・事業の実施に当たっては、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき事業再評価を実施し、その際に、当該事業の費用対効果分析を行っています。</p> <p>・なお、参考までに、平成23年度に実施した「利根川・江戸川直轄河川改修事業」の事業再評価では「B/C約25.1」、「ハツ場ダム建設事業に係る検証」では「B/C約6.3」となっています。</p>

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	123	<p>・河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大モデルは、再現性の低い洪水もあるため信用できない。 ・東大モデルは、5か月間にわたり低水から洪水まで長期にわたって計算を実施し、Nashの係数で評価したところ0.8以上と非常に高い精度であった。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・東大モデルについては、日本学会会議の「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価(回答)」等においてお示しいただいていると承知しています。
	124	<p>・河口部の海岸線について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線が後退しているのは、ダム建設の推進と大きな関わりがあるとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省所管のダムを建設した場合に、「土砂の流れが遮断されること」のみによって生じた河床低下及び河口部の海浜後退等があったか否かについては、現時点で確認されていないと承知しています。
	125	<p>・利根川・江戸川河川整備計画対象外範囲のご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬川の源泉である足尾の山の再生(足尾鉬毒事件)を是非推進すべき。 ・ゼロメートル地帯の対策は荒川と新中川において急務である。 ・常陸川水門により海水の遡上が阻止され、霞ヶ浦の生態系が貧弱である。 ・前橋市から玉村に至る区間の堤防は、手入れが来ていない。 ・東毛地域の河川の水質浄化対策について検討すること。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の趣旨については、計画対象区間外のため、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・なお、群馬県管理区間に関するご意見については群馬県に情報提供します。 ・また、東毛地域の河川の水質の改善については、河川を管理している群馬県や地方自治体等と話し合っておりまいます。
	126	<p>・水需要予測について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の水需要は減少してきており、ハッ場ダム事業は必要ない。 ・人口が減少し、水の使用量も減ると考えられるため、東京都、千葉県及び茨城県の予測が過大。 ・工業用水が必要というその根拠を示すべき。 ・各水道事業者がハッ場ダムに水源開発を求めている根拠をゼロから検証すべき。 ・節水機器の普及で水需要は減るはず。 ・生活に支障が出るような渇水が生じないよう、利水の面にも配慮すべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計し、水道用水等の供給や施設整備に関する施策を策定するのは地方公共団体等であり、河川整備計画は水需給について定める計画ではないと考えています。 ・なお、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、各利水者の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を確認しています。 ・ハッ場ダムに参画する各利水者の必要量については、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」等にお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000022.html ・また、南摩ダム及び霞ヶ浦導水については、検証中であることから、原案「5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では「その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」と記載しています。
	127	<p>・地下水の利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点で地下水利用を位置づけて行くべき。 ・一部の地域の地盤沈下を理由に地下水利用を切り捨てるべきではない。 ・当時の社会的合意として地下水を規制し、地下水から河川水への転換のために水資源開発が進められたことを記載すべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水は、過剰な汲み上げにより激しい地盤沈下を生じた地区があることから、地盤沈下防止等対策要綱や自治体の定める地下水揚水規制に関する条例が存在すること、渇水の生じた年には地盤沈下の拡大がみられること、井戸の老朽化による揚水量の低下や地下水質の汚染などから使用を中止している井戸があること等を踏まえ、将来にわたって安定的な水源として位置づけることの可否を各利水者が判断しています。 ・地下水から河川水への転換の経緯については、原案「1.3利水の沿革」に記載しています。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	128	<p>・暫定水利権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設により暫定水利権という不安定な状況を一日も早く解消すべき。 ・暫定水利権であってもこれまでに取水に支障を来したことはない。安定水利権として帳簿上認めれば済むことである。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系においては、水需要の急増に水資源開発施設が追い付かないことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定水利権を許可してきたものです。 ・暫定水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則ですが、利根川水系においては、その社会的影響が大きいため、利根川上流ダム群に水源を有する安定水利権者の理解と協力を得て、同ダム群から貯留水を放流することにより、取水停止を回避しているのが現状です。 ・一方、これにより、ダムに水源を有する者は、渇水の危険性が増大することとなることから、暫定水利権を安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源開発施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途、水源を確保することが必要であると考えています。
	129	<p>・水利権の転用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水や農業用水から上水道への転用により暫定豊水水利権の解消を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水利権の転用については、これまで農業用水から水道用水への取引を中心に行われてきたところですが、その実現に当たっては、関係者の利害調整が必要です。 ・なお、「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討」においては、現在、未利用のダム使用权等は、今後使用する予定があり、転用できないことや新たな農業用水の合理化事業の要望がないことを確認しています。 ・また、南摩ダム及び霞ヶ浦導水については、検証中であることから、原案「5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では「その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」と記載しています。
	130	<p>・水利権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利権更新時には、建設したダムの水利権は見直しをせず、また、気候変動等の影響も加味して見直しを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の占用は、ある特定目的を達成するのに必要な限度において、河川の流水を排他的・継続的に使用するものとされています。 ・また、水利権の更新時には、取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであることなどについて改めて確認し、許可しているものです。
	131	<p>・ハツ場ダムにおける新規発電事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハツ場ダムの水力発電は不要である。 ・ハツ場ダムの目的の一つである発電の詳細が書かれていない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハツ場ダムには、発電事業が参画していますが、この参画については、群馬県からの申請に基づき行われているものです。
	132	<p>・ダム事業の事業事後評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを建設したことによる事後評価について明記すべき。 ・ダム管理における効果の検証は実施しないのか。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム等の管理状況を的確に把握し、事業を巡る社会情勢等の変化を踏まえ、その事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じることを目的としてダム等の管理に係るフォローアップ制度を実施しています。
	133	<p>・水資源行政に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、産業の発展も都市人口の増加も見込めないため、水資源開発促進法がその使命を終えたことを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川整備基本方針に従って計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の維持について定めるものであり、ご指摘の趣旨を記載するものではありません。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	134	<p>・過去の会計検査院の指摘等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院や行政監査の指摘等を治水、利水の沿革に記載すべき。 	<p>・原案「1.2治水の沿革」及び「1.3利水の沿革」においては、これまでの治水事業や洪水等に関して網羅的に記述すると文書の量が極めて多くなることから、概要を簡潔に記載しています。</p>
	135	<p>・河川整備基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終目標の1/200を達成するには何年かかり、いくらかかるのか示すべき。 ・基本方針は実現可能性のある計画とすべき。 ・河川整備基本方針の計画高水流量を河川整備計画原案で採用しない理由を示すべき。 <p>等</p>	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画は、利根川水系河川整備基本方針に沿った計画ですが、今回は、原案に対する意見をお聴きしたものです。</p> <p>・河川整備基本方針は、長期的な河川整備の方針であり、整備の期間及び費用を定めるものではないと承知しています。</p>
	136	<p>・放射能汚染対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原発事故による放射能汚染について記述すべき。 ・河川整備計画に、放射能汚染の影響と対策を位置付けるべき。 ・水源林の放射性汚染対策が重要。 <p>等</p>	<p>・原子力発電所の事故由来放射性物質による環境汚染に対して、国、地方公共団体等の責務や、それらが講ずべき措置について定めている放射性物質汚染対処特措法(平成23年8月30日、法律第110号)に基づき、環境省を中心として関係機関と協力・調整を行い対処します。</p>